

自転車を利用される皆様へ

歩道通行できる場合も 交通ルールを守りましょう

道路交通法上、自転車は軽車両であるため、歩道と車道の区別のあるところでは、車道通行が原則です。

例外的に歩道を通行できる場合

普通自転車は、次の場合には歩道を通行することができます。(道路交通法63条の4, 令26条)

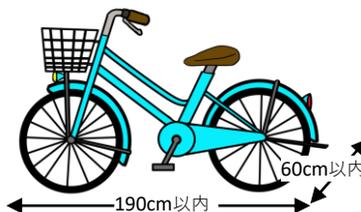
- ① 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき
- ② 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転しているとき
- ③ 道路工事など、通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき



普通自転車とは…

長さ190cm以内、幅60cm以内で、四輪以下などの基準を満たす自転車

(道路交通法63条の3, 規則9条の2の2)



普通自転車の歩道通行の方法

- 普通自転車が歩道を通行する場合、歩道の中央から車道寄りの部分（道路標示で進行すべき部分が指定されているときはその部分）を徐行して進行すること。
- 歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止すること。



違反した場合「歩道通行時の通行方法違反」
2万円以下の罰金又は科料